

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

◎ 民生委員法施行令（昭和二十三年政令第二百二十六号）（抄）
（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 （略） 第六条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。	2 （略） 第六条 民生委員推薦会に幹事及び書記各と三人以内を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。